

重要

平成30年10月5日

事業主（給与支払者）の皆様へ

福島県相双地方振興局長
福島県双葉郡広野町長
(公 印 省 略)

個人住民税の特別徴収義務者への移行について（予告通知）

税務行政につきましては、日頃より御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、法令の規定により、給与支払いの際、アルバイト、パート、役員等を含むすべての従業員の個人住民税を特別徴収（給与からの差引き）しなければならないこととされています。

このため、福島県と県内市町村は、個人住民税の特別徴収を推進するため、特別徴収の要件に該当する事業主（給与支払者）を特別徴収義務者として一斉に指定する取組を実施することといたしました。

つきましては、貴事業所様を平成31年度から特別徴収義務者と指定いたしますので、事前にお知らせいたします。

これにより、平成31年度以降の個人住民税の納付については、特別徴収により納付いただくこととなりますので、御理解いただきますとともに従業員の皆様にも周知していただきますようお願い申し上げます。

正式には、平成31年5月に「特別徴収税額の決定通知書」を送付いたしますので、6月支給分の給与から特別徴収（給与から差引き）し、納入いただくこととなります。

なお、下記の事由により移行できない場合は、平成31年度に限り特別徴収義務者への移行を猶予しますので、12月に発送する給与支払報告（総括表）に添付する「個人住民税の普通徴収への切替理由書（普通徴収仕切紙）」を給与支払報告書と併せてご提出願います。

また、裏面の「普通徴収が認められる理由」のとおり、①から⑤の個別事項に該当する場合には、普通徴収とすることができずことを申し添えます。

記

- 1 給与に関する電算システムの改修が必要なため。
- 2 事務処理を行う職員の育成に期間を要するため。

※この予告通知は、広野町に住民登録のある従業員等のいる事業者様にお知らせしております。すでに特別徴収の手続きをされている事業者様につきましてはご了承ください。

◎普通徴収が認められる理由

- ① 給与が毎月支給されていない（支払いが不定期的な）者
- ② 他から支給されている給与から個人住民税が特別徴収されている者
- ③ 事業専従者（給与支払者が個人事業主の場合のみ該当）
- ④ 退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までに退職する予定の者
- ⑤ 毎月の特別徴収すべき税額が、給与支給額を超える見込みの者

- ⑥ 電算システムの改修が必要、または事務処理を行う職員の育成に期間を要するため平成31年度からの実施が困難な事業所（該当する事業所は、平成32年度からは特別徴収を実施していただくことになります）

○ 特別徴収とは

個人住民税の特別徴収は、所得税の源泉徴収と同じように事業主（給与支払者）が毎月従業員に支払う給与から個人住民税を天引きし、市町村に納入していただく制度です。ただし、市町村が税額の計算をしてお知らせしますので、事業主（給与支払者）が自ら税額の計算をする必要はありません。

○ 納期の特例（年2回納入）について

特別徴収税額は毎月の納入（12回）を基本としていますが、受給者が常時10人未満の事業所は、市町村に申請し了承を受けることにより、年2回の納入となる「納期の特例」をご利用いただけます。

<6月から11月までに徴収（給与からの差引き）した分> 12月10日までに納入
<12月から翌年5月までに徴収（給与からの差引き）した分> 翌年6月10日までに納入

◎問い合わせ先及び事務担当

この取り組みに関するお問い合わせ

福島県相双地方振興局 県税部 管理納税課 0244-26-1123

手続きに関するお問い合わせ

福島県双葉郡広野町役場 町民税務課 賦課係 0240-27-4160